第 3 7 回

千葉県屋外広告物審議会 議事録

日 時 平成27年1月30日(金)

午後2時から午後2時45分

場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣

第37回千葉県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成27年1月30日(金)午後2時から午後2時45分
- 2 場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣
- 3 出席者
- (1) 審議会委員 6名(委員総数8名)

	氏	名		摘 要
根	上	彰	生	日本大学教授(理工学部)
沼	澤	説	子	千葉県消費者団体連絡協議会(会計)
石	JII	明	彦	東日本旅客鉄道株式会社(千葉支社長)
萩	原		博	千葉広告協会 (理事長)
小	松		洋	千葉県屋外広告美術協同組合(相談役理事)
松	浦	利	之	関東地方整備局(千葉国道事務所長) 代理出席 宇都

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

早川都市整備局長

(公園緑地課)

高田公園緑地課長、藤井副課長、澤副課長、島田景観づくり推進班長、 根本主査、川島主事

(3) 傍聴者 な し

4 議 案

議案第1号	首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止	原案可決
	地域等の指定について (諮問)	

5 議事の記録

1 開 会

司 会 ただ今から、第37回「千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

本日、委員の皆様に配付させていただいております資料は、「会議資料 一覧」に記載のとおりでございます。

- ①会議次第
- ②千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③会場図
- ④議案一覧表
- ⑤議案及び議案関連資料 (案内図、位置図)
- ⑥千葉県行政組織条例(抜粋)
- ⑦千葉県屋外広告物審議会運営要綱
- ⑧千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準
- ⑨千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- ⑩千葉県屋外広告物条例(抜粋)
- ①屋外広告物のしおり
- ⑩圏央道 (パンフレット)

以上でございます。

資料は全てお揃いでしょうか。

2 委員紹介

司 会 それでは初めに、本日、御出席の委員の皆様方を御紹介させていただきます。 お手元にお配りしております委員名簿の順に、御紹介させていただきます。

 日本大学理工学部教授
 根上 彰生 様

 千葉県消費者団体連絡協議会会計
 沼澤 説子 様

 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長
 石川 明彦 様

 千葉広告協会理事長
 萩原 博 様

 千葉県屋外広告美術協同組合相談役理事
 小松 洋 様

 関東地方整備局千葉国道事務所長 代理出席 副所長 宇都 優二 様

以上の皆様でございます。

なお、

日本女子大学家政学部教授 東京理科大学理工学部准教授 におかれましては、本日所用により、御欠席されております。

3 挨 拶

司 会 続きまして、会議の開催にあたりまして、都市整備局長の早川から、御挨 拶を申し上げます。

早川局長都市整備局長の早川でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、当審議会に御出席いただき、 誠にありがとうございます。

また、日頃より屋外広告物行政の推進に、特段の御理解と御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、屋外広告物は、公衆に対する危害防止と併せて、良好な景観を形成する重要な要素であることから、適切に規制・誘導を図ることが求められているところでございます。

このことから、県では、道路の開通等を契機とした看板等の無秩序な増加 を防止するため、必要に応じまして「千葉県屋外広告物条例」に基づく禁止 地域等の指定を行っているところであります。

今回は、先日、平成27年5月までに供用開始されることが記者発表された首都圏中央連絡自動車道の神崎インターチェンジから大栄ジャンクションまでの沿線につきまして、供用開始に先行し、禁止地域等へ指定する議案について、御審議いただくこととなっております。

当該区間は、田園、里山等の良好な景観に恵まれており、周囲には、成田 国際空港があり、また、東関東自動車道と接続することから、特に良好な景 観や風致を維持し、豊かな自然と調和する屋外広告物の規制を図ってまいり たい区域であります。

委員の皆様の御意見を賜りながら、引き続き良好な景観形成に取り組んで まいりたいと考えておりますので、御指導の程よろしくお願い申し上げます。 以上簡単ではございますが、御挨拶といたします。

4 事務局職員紹介

司 会 続きまして、当審議会の事務局であります県の職員を御紹介いたします。 改めまして、都市整備局長の早川でございます。

公園緑地課長の髙田でございます。

公園緑地課副課長の澤でございます。

公園緑地課景観づくり推進班長の島田でございます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会進行を務めさせていただいております、同じく公園緑地課副課長の藤井と申します。

以上、事務局職員でございます。

5 協議事項

司 会 それでは、会議次第に沿いまして「5協議事項」に移らせていただきます。 千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、審議会の「会議につい ては、会長が会議の議長になる」旨が定められておりますので、今後の運営 を根上会長にお願いいたします。

では、根上会長、よろしくお願いいたします。

根上会長 では、ここからは、私が議長となって進行を行ってまいります。 よろしくお願いいたします。

根上会長それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、協議事項「(1) 定足数の報告」につきまして、事務局から報告をお 願いいたします。

(1) 定足数の報告

事務局
それでは、定足数の御報告をさせていただきます。

千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない」とされております。本日、委員総数8名のうち、出席委員数は半数を超えます6名の方が出席されておりますので、本日の会議は、成立しておりますことを御報告させていただきます。

根上会長 会議は有効に成立しているということですので、次に進めさせていただきます。

(2) 議事録署名人の指名

根上会長次に、議事録署名人の指名に移らせていただきます。

この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を 指名することになっております。

それでは、一名は小松委員、もう一名に松浦委員を予定しておりましたが、 代理出席の方でもよろしいでしょうか。事務局いかがですか。

事務局 代理出席でも結構です。

根上会長 それでは、今回の議事録署名人は小松委員と松浦委員の代理出席である字 都副所長、よろしくお願いいたします。

(「異議なし」の声)

(3)会議の非公開について

根上会長 次に、会議の非公開について協議いたします。 事務局いかがですか。

事務局 事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査しましたところ、個人 情報等の非公開事由に該当する部分はございませんでした。

根上会長 それでは、非公開とする部分はないということですので、全て公開という ことにさせていただきます。

(「異議なし」の声)

根上会長 では、本日の会議の内容は全て公開として、これから議事を進めたいと思いますが、傍聴を希望する方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

6 議 事

根上会長 傍聴する方はいらっしゃらないとのことですので、議事に移らせていただきます。第1号議案について、事務局に説明を求めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長それでは、事務局、説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、第1号議案「首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止 地域等の指定」についてご説明いたします。

まず、首都圏中央連絡自動車道いわゆる圏央道の状況についてご説明いたします。

お手元にもパンフレットがございますので、参考までにご覧いただければと 思います。

圏央道は、都心から半径およそ40kmから60kmの位置に計画され、神奈川県・東京都・埼玉県・茨城県・千葉県の1都4県を連絡する、総延長約300kmの自動車専用道路でございます。

このうち、千葉県内区間の延長は、全体の約3割にあたる約95kmとなっております。

千葉県内の圏央道の状況についてご説明いたします。

県内は5つの工区に分けられて事業が進められてきております。

まず、1工区でございますが、茨城県境から大栄間、10.7kmについ

ては、全線で工事が進められております。

このうち、茨城県境から神崎インターチェンジ間については、昨年4月1 2日に開通しており、本日御審議いただきます、神崎インターチェンジから 大栄ジャンクション間につきましては、平成27年5月までに開通できる見 通しであることが、先日記者発表されたところでございます。

続きまして、2工区の大栄から松尾横芝間、18.5kmについては、平成24年10月から平成25年2月にかけまして、設計・用地説明会が行われ、平成25年度より用地買収に着手し、現在は、用地買収が進められているところでございます。

3工区の松尾横芝から東金間 1 5. 7 k mにつきましては、平成 1 0 年に開通しております。

続きまして、4 工区及び5 工区のうち東金ジャンクションから木更津東インターチェンジ間、42.9 kmにつきましては、平成25 年に開通しております。

また、5工区の木更津東インターチェンジから木更津ジャンクション間、7.1kmにつきましても、平成19年に開通しております。

各インターチェンジ及び大栄ジャンクション付近の状況については、スクリーンをご覧下さい。

なお、写真はすべて平成26年11月の撮影でございます。

北から順に

神崎インターチェンジの状況でございます。

続きまして、下総インターチェンジの状況でございます。

続きまして、大栄ジャンクションの状況でございます。

それでは、第1号議案の詳細についてご説明いたします。

議案書を併せてご覧ください。

第1号議案は、千葉県屋外広告物条例第4条第10号の規定による、圏央 道沿道に係る「禁止地域等の指定について」でございます。

指定の内容については、神崎インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間の両側の路端から側方へ100m以内の区域で道路から展望できる区域を新たに禁止地域に指定するものでございます。

高速自動車国道や自動車専用道路の路面部分は、千葉県屋外広告物条例第4条第6号の規定により、道路の供用開始と同時に禁止地域となりますが、沿道区域につきましては、本議案のように、必要に応じて知事が指定することとなります。

では、現在における首都圏中央連絡自動車道周辺の屋外広告物の規制状況についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

圏央道 松尾横芝インターチェンジ 以北では、銚子連絡道路及び東総有料道路につきましては、路端から100m以内、高速自動車国道である東関東自動車道水戸線及び新東京国際空港線については、路端から500m以内の区域で道路から展望できる区域を禁止地域等に指定しております。

圏央道 松尾横芝インターチェンジ 以南では、既に開通済みであります圏 央道の木更津ジャンクションから東金ジャンクション、さらには東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道、東金九十九里道路につきましても、同様に路端から100m以内の区域で道路から展望できる区域を禁止地域等に指定しております。

続きまして、今回の禁止地域等の指定に係るこれまでの経過についてご説明いたします。

平成23年度夏頃から関係市町との会議や調整作業、国や圏央道の管理者であるNEXCOへの事前説明を行いまして、さらに最終確認作業として、各関係機関への文書での意見照会を経て、パブリックコメントを実施しております。

パブリックコメントにつきましては、平成26年12月5日から1ヶ月間 意見募集を行いましたが、意見の提出等はございませんでした。

従来、圏央道の禁止地域等の指定にあたりましては、道路の供用開始と同時に禁止地域等に指定してまいりましたが、今回の神崎インターチェンジから大栄ジャンクション間については、田園・里山等の良好な景観に恵まれ、周囲には、成田国際空港や成田新高速鉄道等が存在し、また東関東自動車道との接続道路となること、併せて、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催により、国内外から多くの来訪者が見込まれ、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため適切な規制が必要であり、駆け込みでの屋外広告物の掲出を防ぐことを目的として、道路の供用開始に先立ち、平成27年2月頃に禁止地域等の指定をしたいと考えております。

なお、禁止地域等の指定を平成27年2月頃といたしましたのは、先日、 国、NEXCOから、平成27年5月までに当該区間が開通見通しであることが記者発表され、今後駆け込みでの掲出が懸念されることから、すみやかに禁止地域等の指定を行うものでございます。

第1号議案の説明に関しては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 根上会長 ありがとうございました。ただいまの第1号議案の説明につきまして、御 意見、御質問等ありましたらお願いいたします。
- 萩原委員 いくつか教えてください。まず、この路端から100メートルということですが、これは圏央道の本線だけですか。それとも料金所ですとか、料金所を出て一般道路に接続しますが、そういうところも含むのでしょうか。

それから、景観のよろしいところを道路が走っているわけですけれども、場所によっては、そのすぐ近くに私有地があって、それなりの高さの建築物ですとか、鉄塔みたいなものが建てられる場所があって、当然そういうところに広告物を設置するのはいけないとは思うのですが、その場合、例えば、自社ビルなどで、自社の会社名を掲出するのは、これも広告物という風に言われるのでしょうか。

- 事務局 まず、一点目でございますが、道路の路端から側方へということでございますが、これにつきましては、道路の本線上の路端から100メートル幅で禁止地域等とさせていただいております。
- 萩原委員 ということは、よく料金所から出て一般道に接続した正面に結構広告物がありますが、それは100メートル以内であれば、やはり、その部分も規制をされるということでしょうか。
- 事務局 本線から100メートル幅で規制をいたしますので、その以内であれば、 屋外広告物の掲出はできないということになります。

続きまして、二点の御質問でございますが、禁止地域内でありましても、いわゆる自家用広告物、自社の建物に掲出する広告物や案内図板等につきましては、設置することが可能でございます。

- 根上会長よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。
- 小松委員 ただいまの事務局の回答に対する再確認ですが、料金所が本線から100 メートル以内にあれば、もちろん禁止地域になろうかと思いますが、100 メートル離れた場所に料金所があった場合、その料金所の周辺については、 そこからまた100メートルを適用するということはありませんよね。
- 事務局 禁止地域は、本線から100メートル幅で規制しますので、100メートルを超える部分につきましては、禁止地域等にはなりません。 ですから、100メートルを超えた場所に料金所があり、その先に接続道路があった場合、その部分につきましては、禁止地域等にはなりません。
- 小松委員 もう一点、この禁止地域に関して、もし経済的に利害関係があるとすれば、 広告を出したい方、それからそれを請け負う側の看板業者かと思います。私 はそういう看板業者の組合の代表なものですから、職業上の自由が少しうば われる訳なのですが、ただ一般的に景観という観点からみれば、100メー トルくらいは仕方がないかというような意見が組合では出ておりましたの で、ただ、他の場合も500メートルとかありましたよね。成田新高速鉄道 ですとか、東関東自動車道ですとか、あれについては、今回のテーマではあ りませんので、あまり深入りするつもりはございませんが、やはり、どこか に看板、広告物は一般に少し否定されるべきもののような発想があるように 思います。今のテーマではありませんが、禁止地域の指定にあたって、これ からもかなり慎重に進めていただきたいと思います。例えば、千葉の玄関ロ であればこそ、前向きに広告物を考えていただいてもいいのではないかと思 いますので、意見として今後、対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。
- 根上会長 それでは、御意見ということでお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

小松委員 はい。

根上会長それでは、他はいかがでしょうか。

萩原委員 では、もう二点お伺いしたいのですが、今回の指定については、県内区間、 指定済みのところがありますが、同じ扱いなのでしょうか。それから他県、 茨城、埼玉、神奈川、東京、このあたりの規制状況はどうなっているのでしょうか。状況を教えていただきたいと思います。それから今後2020年の 東京オリンピックに向けて、公共的な目的な広告物を掲示したい場合には どういった扱いになるのでしょうか。何か特例みたいなものはあるのでしょ うか。その二点を教えてください。

根上会長はい、それでは事務局、説明お願いします。

事務局 まず、県内の規制状況でございますが、県内すべて既に供用開始している 区間につきましては、同様の規制をさせていただいております。また、他県 の状況でございますが、茨城県につきましては、道路本体及び沿道を500 メートルについて規制を行っている状況でございます。

萩原委員 都内の状況はどうなっていますか。

事務局 東京都の規制の調査を行っていませんでしたので、調べまして、後ほどご 説明をさせていただきます。

萩原委員では、もう一点目の質問はどうですか。

事務局 はい、二点目の御質問でございますが、千葉県屋外広告物条例第8条で適用除外という条項がございます。これにつきましては、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等につきましては、適用除外ということになります。ですから、禁止地域であっても、国又は地方公共団体が掲出するものについては、適用が除外されて掲出することが可能となります。

併せまして、先ほど萩原委員からご質問がありました東京都の規制状況で ございますが、お時間をいただきまして、後ほどご説明させていただければ と思います。大変申し訳ございません。

- 根上会長 はい、本日の会議内で回答いただけるということですので、それでは、他 の御意見やご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
- 沼澤委員 はい、わたしたち消費者から言うと、広告物の適正化は大事なことだなと 思います。よろしくお願いしたいと思います。

- 根上会長 はい、ありがとうございます。では、ご意見ということで賜ります。 では、私から一つ確認ですが、現状での不適格な広告物の状況についてご 説明いただければと思います。
- 事務局 昨年の12月末に調査しまして、本区間は成田市と神崎町が対象となりますが、ともに現状では既存不適格となる広告物等はございませんでした。
- 根上会長 これで、駆け込み防止ということであれば、特に問題はないということで すね。他にいかがでしょうか。
- 萩原委員 もう一点だけよろしいでしょうか。例えば、常設ではないのですが、アド バルーンのようなものを揚げて見せる広告物、あるいは飛行船のようなもの で、移動しながら見せるとか、そういうものっていうのは屋外広告物なので しょうか。
- 根上会長事務局どうでしょうか。
- 事務局 ただいまの御質問でございますが、屋外広告物につきましては、一定の期間継続して掲出されるものが該当しますので、アドバルーンや飛行船でも、 短期間掲出されるものにつきましては、屋外広告物としては該当しないというふうに考えております。
- 石川委員 資料の「屋外広告物のしおり」の5ページ、6ページに、アドバルーンが 入っていますが、これは違うのですか。
- 事務局 屋外広告物でございますが、屋外広告物の定義としまして、4つの条件がございます。一点目としまして、常時又は一定の期間継続して表示されるものであること、二点目としまして、屋外で表示されるものであること、三点目としまして、公衆に表示されるものであること、四点目としまして、看板、たて看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであることという4つの条件がありまして、全て該当するものが屋外広告物ということになります。アドバルーンでございますが、その短期間ということで考えますと、屋外広告物には該当しないということで考えております。具体的には、一定の期間というのは、一週間から10日以上であれば、屋外広告物に該当するということで考えております。
- 根上会長アドバルーンでも、期間により該当するケースがあるということですね。
- 事務局 申し訳ございません、先ほどの萩原委員からの御質問でございますが、東京都と埼玉県の圏央道の規制状況でございますが、東京都は禁止地域の規制をしておりません。埼玉県は500メートル幅で規制をしているということでございます。

- 根上会長 はい、よろしいでしょうか。他に御意見、御質問いかがでしょうか。 事務局、何か補足説明はありますでしょうか。
- 事務局 補足説明は特にございません。
- 根上会長 はい、それでは御意見も出尽くたようで、事務局からの補足説明もないようですので、質疑を終了しますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長 それでは第1号議案について、採決を行いたいと思います。第1号議案を 原案どおり可決することに「賛成」の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手確認)

根上会長 全員賛成ですので、千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、第1号議案は原案どおり可決することに決定いたします。

それでは本日の議案について、異議なしということで、知事に答申させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長 ありがとうございました。それでは、知事に答申をさせていただきます。 以上をもちまして本日の議事は終了いたします。ではこれからの運営を事務 局にお願いいたします。

7 その他

- 司 会 根上会長、委員の皆様、お疲れ様でございました。事務局からその他として何かありますでしょうか。
- 事務局 それでは事務局より、今後のスケジュールについてご説明いたします。 本日の審議会の結果を受けまして、答申をいただきました後、県報による 告示を行い、道路の供用開始の概ね2か月前である平成27年2月頃の施行を考えております。以上でございます。

続きまして、その他報告事項といたしまして、事務局から「屋外広告物に関する今年度の取組について」ご説明させていただきます。私は副課長の澤と申します。

スクリーンをご覧ください。まず、「屋外広告物美化キャンペーンの開催」 について、ご説明いたします。 本キャンペーンにつきましては、屋外広告物に関する制度を広く周知することにより、良好な景観の形成や風致の維持、並びに公衆への危害の防止に努めるとともに屋外広告物の適正な掲出による地域の活性化を図ることを目的に実施しているものであり、昨年9月27日土曜日にJR船橋駅前を会場として千葉県、船橋市、柏市、千葉県屋外広告美術協同組合の共催により開催いたしました。

当日は屋外広告物に関する普及啓発活動パネル展示や、国土交通省をはじめ関東地区の各都県が後援しております第51回広告美術コンクール作品の展示を行いました。併せまして、リーフレットの配布等を行い、法令遵守を呼びかけました。

また、屋外広告物に関するクイズを実施する等、県民のみなさまに、屋外広告物について興味・関心を持っていただくことができ、大変有意義なキャンペーンとなりました。

続きまして、「屋外広告タウンミーティングの開催」についてでございます。 本タウンミーティングは、千葉県では、事業者と行政が一堂に会して屋外 広告物の諸問題へ取組む初めての試みといたしまして、昨年11月27日に 千葉県、千葉県屋外広告美術協同組合共催、国土交通省、千葉市、船橋市、 柏市後援により54名の方に参加いただき、開催いたしました。

当日は、第1部で、「まちのイメージをつくる"景観情報"」をテーマに富山大学武山良三芸術文化学部長から講演をいただきました。第2部ではワークショップ形式によるグループ討論を行い、事業者側と行政側の立場から「良好な景観の街づくりに貢献できる屋外広告物と安心安全な屋外広告物」をテーマに、千葉県内の街並みのスライド写真を見ながら意見交換を行いました。

屋外広告物美化キャンペーン、屋外広告タウンミーティングともに、公共団体である県や市町村と千葉県屋外広告美術協同組合との取り組みであり、官民を挙げて、屋外広告物に対する知識の普及啓発を行う等、意義深いものであることから、今後も県として積極的に継続してまいりたいと考えております。

報告事項に関しては、以上でございます。

8 閉 会

司 会 それでは、これをもちまして、「第37回千葉県屋外広告物審議会」を閉 会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。